十二～十六　（略）

十七　次の表の区分により、飛行場標識施設（別表第五の様式による。）を有するものであること。ただし、舗装されていない滑走路又は誘導路で滑走路標識又は誘導路標識を設けることが困難なものについては省略してもよい。

飛行場標識施設の種類	標示すべき事項	設置を要する空港等又は滑走路	設置場所
（略）			
滑走路進入端標識	滑走路進入端	陸上空港等の計器着陸用滑走路	滑走路進入端から六メートルの場所
移設滑走路進入端標識	滑走路の末端の中心点から滑走路進入端の中心点までの滑走路の中心線及び滑走路進入端	陸上空港等の計器着陸用滑走路（滑走路進入端が滑走路の末端から離れた場所に設置されているものに限る。）	滑走路の末端の中心点から滑走路進入端の中心点までの滑走路の中心線上及び滑走路進入端
（略）			
滑走路標識			
（略）			
接地帯標識	滑走路上の着陸接地区域	陸上空港等の滑走路の長さが千二百メートル以上の滑走路及び九百メートル以上千二百メートル未満の精密進入用滑走路並びに陸上ヘリポート	陸上空港等の滑走路にあつては滑走路進入端から百五十メートル以上九百二十二・五メートル以下の場所、陸上ヘリポートにあつては滑走路の中心
滑走路縁標識	滑走路の境界線	陸上空港等の滑走路（精密進入用滑走路及びその他の滑走路で境界が明確でないものに限る。）	滑走路の長辺
（略）			
過走帯標識	過走帯の区域	陸上空港等（過走帯が滑走路からの逸脱による航空機の損傷を軽減する目的のみに設置されている場合に限る。）	舗装された過走帯
（略）			

九～十三　（略）

十四　次の表の区分により、飛行場標識施設（別表第五の様式による。）を有するものであること。ただし、舗装されていない滑走路又は誘導路で滑走路標識又は誘導路標識を設けることが困難なものについては省略してもよい。

飛行場標識施設の種類	標示すべき事項	設置を要する空港等又は滑走路	設置場所
（略）			
滑走路末端標識	滑走路進入端	陸上空港等の計器着陸用滑走路	滑走路進入端から六メートルの場所
（略）			
滑走路標識			
（略）			
接地帯標識	滑走路上の着陸接地区域	陸上空港等の滑走路の長さが千二百メートル以上の滑走路及び九百メートル以上千二百メートル未満の精密進入を行う計器着陸用滑走路並びに陸上ヘリポート	陸上空港等の滑走路にあつては滑走路進入端から百五十メートル以上九百二十二・五メートル以下の場所、陸上ヘリポートにあつては滑走路の中心
滑走路縁標識	滑走路の境界線	陸上空港等の滑走路（精密進入を行う計器着陸用滑走路及びその他の滑走路で境界が明確でないものに限る。）	滑走路の長辺
（略）			
過走帯標識	過走帯の区域	陸上空港等	舗装された過走帯
（略）			